

第4章 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

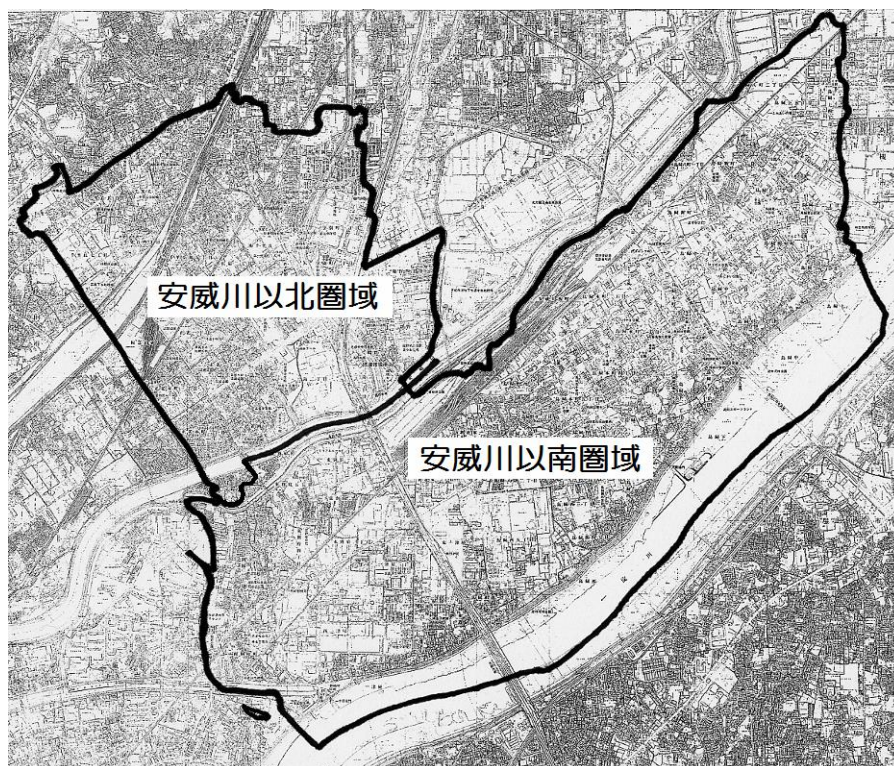
1 教育・保育の提供区域の設定

第1期計画における保育の提供区域は、市内における社会資源の整備状況や他の計画などで設定している地域区分を考慮し、身近な圏域であり、他の計画や市の施策とも整合のとりやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。

また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としています。

各圏域における子育て家庭や児童、社会資源の状況等は大きく変化していないことから、本計画においても現行の提供区域を継承するものとします。

■教育・保育の提供区域図



2 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業

本計画において量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

区 分			対象者	内 容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、幼稚園、保育所）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳	保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。
	(2)	放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）	小学生	保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
	(3)	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	0～18歳未満	保護者の病気や育児疲れ等により、家庭での児童の養育が困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。
	(4)	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流をはじめ、子育ての不安や悩みについて、相談できる場所を提供する事業です。
	(5)	一時預かり事業	3～5歳 0～5歳	幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所等での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預かる一時預かり事業があります。
	(6)	病児・病後児保育事業	0～5歳	病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。
	(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳 小学生	育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

区 分			対象者	内 容
地域子ども・子育て支援事業	(8)	利用者支援事業	0～5歳 小学生	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業、一時預かり、学童保育事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所（行政窓口等）で支援をします。
	(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。
	(10)	養育支援訪問事業	養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業です。
	(11)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	18歳未満の児童	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。
	(12)	妊婦健康診査事業	妊 婦	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。
	(13)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1～3号認定者	教育・保育給付認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成します。また幼児教育・保育無償化に伴う副食費の給付を実施します。

3 教育・保育事業の充実

〔1〕教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所及び幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応していきます。

〔2〕教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに必要利用定員総数及びその確保の方策並びに実施時期を定めています。

■認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3～5歳、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、幼稚園、保育所
3号	0～2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所、地域型保育事業

（1）1号認定（2号認定）【教育】

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

既存の公私立幼稚園での定員に加え、保育所から認定こども園へ移行することで1号認定の定員が増加しました。量の見込みに対して、計画以上に確保できている状況です。

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]	967 (125)	937 (122)	936 (122)	930 (121)	942 (122)
②確保計画	1,172	1,151	1,151	1,151	1,151
③確保実績	1,380	1,395	1,410	1,410	1,435
③－①	413	458	474	480	493

※カッコ内の数値は2号認定（教育希望）の内数。実績は各年度末現在

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

現在の定員数で今後の見込みの量をまかなうことができると想定し、今後も現状数を維持して量の確保を図ります。

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]		897 (151)	918 (151)	901 (150)	905 (149)	902 (149)
②確保の内容	認定こども園・幼稚園	355	355	355	355	355
	市町村の確認を受けない幼稚園	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	計	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
②－①		553	532	549	545	548

※カッコ内の数値は2号認定(教育希望)の内数

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

(2) 2号認定及び3号認定【保育】

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)に、認定こども園や保育所、分園や小規模保育事業を開設しました。また、建て替えによる定員増や既存園の定員の拡大を図ってきました。結果として、第1期計画期間に350名以上の定員の増加を行うことができました。

(ア) 2号認定（保育）

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]	1,114	1,097	1,096	1,089	1,142
②確保計画	1,050	1,050	1,153	1,173	1,226
③確保実績	1,147	1,164	1,167	1,167	1,309
③－①	33	67	71	78	167

(イ) 3号認定（保育）

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]	200	207	215	223	234
	②確保計画	197	202	229	234	228
	③確保実績	187	199	202	208	240
	③－①	▲ 13	▲ 8	▲ 13	▲ 15	6
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]	707	732	751	759	795
	②確保計画	642	656	754	769	819
	③確保実績	631	664	687	700	800
	③－①	▲ 76	▲ 68	▲ 64	▲ 59	5

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

（ア）2号認定（保育）の量の見込みと確保方策

待機児童は解消されておらず、今後も計画的に定員拡大を図ります。

■市全体

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]		1,335	1,319	1,296	1,301	1,297
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	1,309	1,326	1,386	1,386	1,386
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	計	1,309	1,326	1,386	1,386	1,386
②－①		▲ 26	7	90	85	89

■提供区域別

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
安威川以北	①量の見込み [必要利用定員総数]	788	778	765	768	765
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	745	762	822	822
		地域型保育事業	0	0	0	0
		計	745	762	822	822
	②－①	▲ 43	▲ 16	57	54	57
安威川以南	①量の見込み [必要利用定員総数]	547	541	531	533	532
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	564	564	564	564
		地域型保育事業	0	0	0	0
		計	564	564	564	564
	②－①	17	23	33	31	32

(イ) 3号認定（保育）の量の見込みと確保方策

2号認定と同様に待機児童は解消されておらず、今後も計画的に定員拡大を図ります。

■市全体

(単位：人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		235	234	232	232	233
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	225	228	234	234	234
		地域型保育事業	18	21	21	21	21
		計	243	249	255	255	255
	②－①		8	15	23	23	22
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		855	854	856	852	852
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	746	756	780	780	780
		地域型保育事業	66	82	82	82	82
		計	812	838	862	862	862
	②－①		▲ 43	▲ 16	6	10	10

■提供区域別

【安威川以北】

(単位：人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		157	157	155	155	156
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	132	135	141	141	141
		地域型保育事業	18	21	21	21	21
		計	150	156	162	162	162
	②－①		▲ 7	▲ 1	7	7	6
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		539	538	539	537	537
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	428	438	462	462	462
		地域型保育事業	66	82	82	82	82
		計	494	520	544	544	544
	②－①		▲ 45	▲ 18	5	7	7

【安威川以南】

(単位：人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		78	77	77	77	77
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	93	93	93	93	93
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	93	93	93	93	93
	②－①		15	16	16	16	16
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		316	316	317	315	315
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	318	318	318	318	318
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	318	318	318	318	318
	②－①		2	2	1	3	3

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法、及び国の基本指針を踏まえ、「量の見込み」を定めました。

また、「量の見込み」を確保できるよう、その確保の方策並びに実施時期を次のとおり定めています。

(1) 時間外保育事業

時間外保育事業（延長保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

小規模保育事業を除き、すべての公私立保育所等で時間外保育事業（延長保育）を実施しています。

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	691	685	683	676	676
②確保計画	691	691	691	691	691
③確保実績	1,077	1,280	1,403	1,295	
③－①	386	595	720	619	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

引き続き、公私立保育所等で時間外保育事業（延長保育）を実施するとともに、新たに開設した小規模保育事業においても、ニーズに応じて実施を検討します。

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1,313	1,313	1,300	1,302	1,299
確保の内容	1,313	1,313	1,300	1,302	1,299

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

市内全小中学校で放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施しています。平成28年度(2016年度)と平成30年度(2018年度)には、児童数の増加に対応するため、摂津小・学童保育事業で1クラス増室を行いました。

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	低学年	767	777	779	796	773
	高学年	245	245	245	245	245
②確保計画	低学年	774	777	779	796	773
	高学年	0	0	0	0	105
③確保実績	低学年	724	765	753	764	794
	高学年	0	0	0	0	0
③－①	低学年	▲ 43	▲ 12	▲ 26	▲ 32	▲ 21
	高学年	▲ 245	▲ 245	▲ 245	▲ 245	▲ 245

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

引き続き全小中学校で実施するとともに、今後もニーズに応じた適切なサービスの提供を図ることが必要です。

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	低学年	832	838	876	894	917
	高学年	251	253	245	243	245
確保の内容	低学年	832	838	876	894	917
	高学年	0	84	75	85	84

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の病気や育児疲れ等により、家庭での児童の養育が困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

関係機関が連携して、本事業の利用が必要な世帯の把握とタイムリーに利用できる施設の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流をはじめ、子育ての不安や悩みについて、相談できる場所を提供する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

地域子育て支援拠点として市内9か所でつどいの広場等を開催し、親子での交流や相談の場として活用されています。

（単位：人回、か所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	18,654	18,879	18,791	18,574	18,317
②確保計画	9	9	9	10	11
③確保実績	9	9	9	8	9

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

つどいの広場で子育て講座や子育て相談等を継続して実施していくとともに、実施していない箇所については実施を働きかけていく必要があります。

（単位：人回、か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	42,216	42,108	42,132	42,012	41,976
確保の内容 (実施拠点数)	10	10	10	11	11

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所や認定こども園での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預かる一時預かり事業があります。

(5) - 1 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

公私立13施設において、一時預かり事業を実施しています。

（単位：人日）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	1号	17,458	16,917	16,903	16,791	17,007
	2号					
②確保計画	1号	17,458	17,458	17,458	17,458	17,458
	2号					
③確保実績	1号	20,901	24,446	26,278	25,356	
	2号					
③-①（計）		3,443	7,529	9,375	8,565	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き事業を実施していくとともに、利用者のニーズに合った事業の充実を図ります。

（単位：人日）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1号	32,287	32,297	32,029	31,776	31,825
	2号					
確保の内容	1号	32,287	32,297	32,029	31,776	31,825
	2号					

(5) - 2 幼稚園以外における一時預かり

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

子育て総合支援センターをはじめ、公私立10か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。

（単位：人日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	7,498	7,445	7,423	7,353	7,337
②確保計画	4,209	4,209	7,703	7,703	7,703
③確保実績	2,981	2,729	2,890	2,285	
③-①	▲ 4,517	▲ 4,716	▲ 4,533	▲ 5,068	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き事業を実施していくとともに、実施する保育園の増加を図り、量の確保に努めます。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	20,420	20,416	20,267	20,247	20,220
確保の内容	20,420	20,416	20,267	20,247	20,220

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

病後児対応型・体調不良児対応型を1か所ずつで実施するとともに、民間医療機関が実施する病児保育事業を利用する場合の利用者負担金の補助を実施しています。

（単位：人日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	730	745	831	842	857
②確保計画	520	520	1,040	1,040	1,040
③確保実績	12	282	291	318	
③－①	▲ 718	▲ 463	▲ 540	▲ 524	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き病児保育事業を実施するとともに、実施箇所の拡大を図ります。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	786	786	779	779	779
確保の内容	960	960	960	960	960

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

依頼・援助会員数の増加に向け、説明会や講習会等を実施しています。

（単位：人日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	354	354	354	354	354
②確保計画	354	354	354	354	354
③確保実績	267	292	304	322	
③－①	▲ 87	▲ 62	▲ 50	▲ 32	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き、事業の周知に努め、様々な方法で会員、特に援助会員の増加を図り、活動回数の増加をめざします。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	390	390	390	390	390
確保の内容	390	390	390	390	390

(8) 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業、一時預かり、学童保育事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所（行政窓口等）で支援をします。平成29年度(2017年度)に実施要綱を制定し、利用者支援専門員1名を地域子育て支援センターに配置しました。利用者支援専門員が利用者の個別ニーズを把握し、必要な支援につなげています。また、保健福祉課においても、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時妊婦全数面接を実施しています。

今後は、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、『子育て世代包括支援センター』を設置し、他機関と連携しながら、利用者のニーズに応じた支援の提供に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施を通じ、母の育児不安の軽減、社会資源の紹介、児の発育異常の早期発見に努めています。

今後も引き続き、全戸訪問をめざし、助産師と保健師が連携しながら、子育て家庭の孤立を防止するよう支援を行います。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問などにより、養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことで適切な養育の実施を確保する事業です。養育支援等が必要な家庭に訪問を行い、指導・助言や家事援助等を行っています。また、平成30年度(2018年度)より事業者への訪問委託を行い、より一層の子育て支援の充実を図っています。

関係機関が連携して訪問支援が必要な家庭の把握や必要な地区資源の活用、他機関との連携を図ります。

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを行う事業です。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、職員や関係機関の専門性の強化としてスーパーバイザーによる助言や学識経験者の研修などを実施するとともに、電算システムの改修にも取り組みました。引き続き様々な手法で機能強化を図ります。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

今後も必要に応じた利用を啓発するとともに、体制の整備・充実に努め、ニーズへの対応を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成します。また、令和元年(2019年)10月施行の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の給付を実施します。

平成30年度(2018年度)に事業を開始し、13名に対して補足給付を行いました。今後も制度の周知及び関係機関と連携しながら継続して事業を実施するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の給付を実施します。

(14) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

今後の保育需要や国の動向等に注視し、実施の是非の判断を行います。